

スタートアップ企業・
成長企業が知っておくべき

副業・兼業と 競業避止の関係について



働き方改革の様々な取り組みの一環として昨年の1月、厚生労働省では、副業・兼業について、企業や働く方が現行の法令のもとでどういう事項に留意すべきかをまとめたガイドラインを作成・公表し、モデル就業規則の改正を行いました。今回のセミナーでは、企業において副業・兼業を解禁する際に気を付ける点について、競業避止の観点から弁護士が、副業・兼業をする際に留意すべき労務管理のポイントについて社会保険労務士が分かりやすく解説いたします。

日時 7月29日(月) 18:10~ 受付開始 *名刺を受付にご提出お願いいたします。
18:20~20:00 セミナー 20:00~20:50 グループ・コンサルティング **(希望者のみ)** 20:50~ 個別相談会

会場 大阪市立総合生涯学習センター 第1研修室
(大阪市北区梅田 1-2-2 大阪駅前第2ビル5階)

- JR 東西線「北新地駅」より徒歩 1分
- 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」より徒歩 2分
- JR 東海道本線「大阪駅」・地下鉄御堂筋線「梅田駅」より徒歩 4分

定員 30名(1社1名まで) 起業家、経営者、人事・労務担当者など本テーマに興味のある方はどなたでも参加可能です。
*途中退席はご遠慮いただいております。



お申込み方法 セミナー参加お申込みは、HP、FAX、電話、Eメールにて承ります。①お名前、②連絡先(電話番号・メールアドレス)、③所属(会社名、役職名)をご連絡ください。*FAXでお申込みの際は、下記のFAX申込書をご利用ください。

セミナー内容

18:20 ~ 19:05

セミナーⅠ

副業・兼業の許可と競業避止の整合性

- 企業において副業・兼業を許可する場合において、競業避止の観点からどのような条件で許可するかなどの考え方について解説いたします。

講師 伊藤 大樹 関西圏雇用労働相談センター相談員
弁護士(ブレイス法律事務所)

19:15 ~ 20:00

セミナーⅡ

副業・兼業を許可する際の労務管理の留意点

- 副業・兼業を許可する際にとくに留意すべき労務管理のポイントを解説いたします。

講師 竹内 里恵子 関西圏雇用労働相談センター相談員
特定社会保険労務士(ゆいえ(結恵)労務サポートオフィス)

20:00 ~ 20:50

グループ・コンサルティング

数名の参加者に1名の弁護士又は社労士が入り、テーマについての理解を深めます。

20:50 ~

個別相談会

*希望者のみ

雇用契約書・就業規則の整合性・適正性、36協定の内容など、労務に関する疑問について、弁護士・社労士が無料で相談に対応いたします。

参加
無料

主催 関西圏雇用労働相談センター

FAXでのお申込みはこちら **06-6371-3195** ホームページから申込みもできます。

会社名		業種	
ご住所			
参加者様ご氏名		所属部署・役職名	
TEL		E-mail	
個別相談会	参加 (相談内容: _____) ・ 不参加		

※申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(7月29日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

関西圏雇用労働
相談センターとは

労務管理に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!
新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)

労務のイロハ

KECC

関西圏雇用労働相談センター

関西圏国家戦略特区「関西圏雇用労働相談センター」事務局

TEL:06-6136-3194 FAX:06-6371-3195

〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪 北館ナレッジキャピタル8階 K827号室

E-mail info@kecc.jp ホームページ https://kecc.jp KECC 検索

相談・お問合せ対応時間 月曜日~金曜日の11時から20時(祝日・年末年始(12/29~1/3)を除く)

ホームページから
申込みもできます。

